

令和元年度答申第92号  
令和2年3月17日

諮問番号 令和元年度諮問第111号（令和2年2月27日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付  
決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）がこれを不交付とする決定（以下「本件不交付決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等

事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。

なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生労働省令はない。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成7年6月19日、業務災害により、頭部打撲傷、頸椎捻挫、右肩及び鎖骨部挫傷、頸椎々体C-4骨折並びに腰椎捻挫の傷害を負い、平成8年8月31日に治癒（症状固定）した。

（保険給付記録票（継）、労働基準行政システム被災者情報詳細画面）

- (2) 審査請求人は、その障害につき障害等級第9級の7の2に当たると認定され、平成8年12月18日、障害補償一時金の支給決定を受けた。

（保険給付記録票（継））

- (3) 審査請求人は、上記（2）の認定後、頭頸部外傷症候群等に係る手帳の交付を受けていたが、平成20年10月24日に当該手帳の有効期間が満了した。

（労働基準行政システム健康管理手帳概要画面）

- (4) 審査請求人は、平成29年7月20日、処分庁に対し、せき髄損傷に係る本件申請を行った。

（健康管理手帳交付申請書）

- (5) 処分庁は、平成29年8月3日付けで、審査請求人に対し、本件不交付決定をした。

（健康管理手帳交付決議書、健康管理手帳の（新規）交付申請に係る不交付決定通知書）

- (6) 審査請求人は、平成29年8月17日付け審査請求書により、審査庁に対し、本件不交付決定を不服として、本件審査請求（同月24日受付）をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和2年2月27日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

主治医である医師P（以下「P医師」という。）の診断を尊重することなく、他の医師の判断により本件不交付決定がなされたことに納得できない。

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 審査請求人の負傷当時の記録には、せき髄損傷の傷病名はなく、平成29年6月19日付けのP医師による診断書において、せき髄損傷とされているものの、A労働局労災保険給付調査官の聴取（同年7月21日）に対して、同医師は、「完全な脊髄損傷と確定診断することはできないかもしれない。」との意見を述べていたことが認められる。
- 2 また、平成29年7月25日付けのA労働局地方労災医員による検診記録や審査請求人のMRI画像を撮影した医療機関の平成28年9月16日付け診療情報提供書においては、せき髄損傷の診断はなされていない。
- 3 したがって、審査請求人にはせき髄損傷は認められず、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（平成19年4月23日付け基発第0423002号（最終改正平成28年3月30日付け基発0330第5号）。以下「実施要領」という。）別紙の「傷病別アフターケア実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定められた対象者に該当しない。
- 4 よって、本件不交付決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件では、審査庁による審査請求受付がなされたのは、平成29年8月24日であるが、当審査会に諮問がなされたのは、その後2年6か月以上も経過した令和2年2月27日である。その間の審理手續の経過をみるに、平成29年9月26日に審理員3名が指名され、同年10月25日に処分庁の弁明書が提出されたが、その後は、本件記録をみる限り、審理員の指名取消し及び別の審理員の指名が繰り返されたのみで、平成30年4月2日に指名された審理員が令和元年12月20日付けで処分庁に質問及び物件の提出要求を行うまでは、何らかの調査等が行われた形跡もない。審理員意見書の内容をみても、審理手續にこれだけの長期間が掛かる事情があ

ったとは考えられず、迅速な審理手続を実現するための改善が望まれる。

- (2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について

### (1) 労働者災害補償保険制度における社会復帰促進等事業の役割について

労災保険法29条1項柱書及び同項1号は、政府が、労災保険の適用事業に係る労働者等について、社会復帰促進等事業として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは、労災保険の適用事業に係る労働者等について、その社会復帰を促進するためのものとされており、労働者災害補償保険制度による保険給付を補完するものと解される。

被災労働者に対するアフターケアは、上記社会復帰促進等事業の一つとして行われるものである。

### (2) 実施要領について

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めることとされている(労災保険法29条2項参照)が、実施に必要な基準を定める省令はなく、アフターケアについては、実施要領に定める基準によって行われている。

実施要領は、アフターケアの対象傷病を掲げ、アフターケアの対象者に対してアフターケアを受けるために必要な手帳を交付することとし、対象傷病ごとに診察等の保健上の措置の範囲を定めている。

かかる実施要領の定める基準には特段不合理な点はない。

### (3) 審査請求人がアフターケアの対象者に該当するかについて

本件申請は、せき髄損傷に係るアフターケアを求めたものである。

実施要綱によれば、せき髄損傷に係るアフターケアは、せき髄損傷者にあつては、症状固定後においても尿路障害、褥瘡等の予防その他の医学的措置等を必要とすることがあることに鑑みてアフターケアを行うものとしたとされ、対象者は、①業務災害等によるせき髄損傷者であつて、障害等級第3級以上の障害補償給付等を受けている者又は受けると見込まれる者のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要である者及び②業務災害等によるせき髄損傷者であつて、障害等級第4級以下の障害補償給付等を受けている者であるが、都道府県労働局長が医学的に特にアフターケアが必要であると認めた者とされている。

審査請求人が本件申請に当たり提出したP医師作成の診断書には、病名として「脊髄損傷」と記載されており、審査請求人はこれをもってせき髄損傷に係るアフターケアの対象者に当たると主張している。

しかし、審査請求人が受傷したのは平成7年6月19日で、労災保険給付の記録票によれば、その傷病名は頭部打撲傷、頸椎捻挫等とされており、傷病名にせき髄損傷はない。

そして、P医師が審査請求人を初めて診察したのは受傷から21年後の平成28年6月であるところ、A労働局労災保険給付調査官の調査結果によれば、P医師が「脊髄損傷」と診断したのは、同年7月に撮影したエックス線写真で第4頸椎椎体骨骨折後の変形治癒が認められること等を根拠とするも、一方で同医師は「完全な脊髄損傷と確定診断することはできないかもしれない。」とも述べていること、同年9月にQ病院で撮影したMRI画像について、同病院医師は頸椎椎間板ヘルニアと診断しており、A労働局地方労災医員は、「頸髄に何らかの損傷を疑わせる圧迫所見は認められない。」と意見を述べていること等に照らすと、審査請求人が業務災害等によるせき髄損傷者に当たると認めることはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不交付決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史